

ケアマネジメントセンター「ほほえみ」 居宅介護支援重要事項説明書

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業の目的と運営の方針

(目的)

ケアマネジメントセンターほほえみは、要介護状態又は要支援状態にあるご利用者に対し、そのご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を行います。

(方針)

ケアマネジメントセンターほほえみは、ご利用者の意志及び人格を尊重し、ご利用者の心身の状況・生活環境などに応じ、ご利用者の選択に基づき適切な保険、医療及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立に行います。

2. 事業者の概要

○事業者の名称 公益財団法人 北海道医療団 ○代表者名 理事長 三浦 雅人
○所在地 帯広市西4条南15丁目17番地 ○電話番号 0155-25-3121

3. 事業所の概要

○事業所の名称 公益財団法人北海道医療団 ケアマネジメントセンター ほほえみ
○所在地 河東郡音更町緑陽台南区2番地6
○管理者の氏名 所長 青木 尚文
○電話番号 0155-32-3100 ○Fax 番号 0155-32-5050
○指定事業所番号 0164690075

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員 数	区 分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
介護支援専門員	5	4	1		

※管理者は介護支援専門員の管理、居宅介護支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

※介護支援専門員は、管理者の命を受けて居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者との連絡調整など介護支援サービスの提供を行います。又、市町村からの委託により介護認定調査業務を行います。

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	土日、祝日、年末年始、他
介護支援専門員	//	//

6. 営業日

営 業 日	月曜から金曜迄、但し国民の祝日、8月15日、及び12月30日から1月3日迄を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時（電話受付は休日を含む24時間）

7. 事業の実施地域

通常のサービス提供実施地域は、帯広市、音更町、幕別町とさせていただきます。

8. サービス内容

- (1) 居宅サービス計画作成依頼受付
- (2) 被保険者証の確認
- (3) 重要事項説明書による説明・同意
- (4) 契約の締結
- (5) 状況把握、課題分析
- (6) 居宅サービス計画原案作成
- (7) 居宅サービス事業者との調整（サービス担当者会議の開催等）
- (8) 居宅サービス計画の説明・同意
- (9) サービス利用状況の管理・モニタリング（定期自宅訪問）
- (10) サービスに関わる諸記録整備
- (11) 要介護認定の申請・変更の代行

9. 利用料金

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金は下記の通りです。介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。
- (2) 交通費はサービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。通常の事業実施地域を越えた地点から1 km あたり60 円の交通費を徴収させていただきます。

居宅介護支援の内容	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整			
③ サービス実施状況把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ(i) 10,860 円	居宅介護支援費Ⅰ(i) 14,110 円
〃 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅰ(ii) 5,440 円	居宅介護支援費Ⅰ(ii) 7,040 円
〃 45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅰ(iii) 3,260 円	居宅介護支援費Ⅰ(iii) 4,220 円

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000 円を減額することとなります。

- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ)又はⅠ(ⅲ)を算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、上記金額の 1/100 に相当する単位数を減額することとなります。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ(ⅰ) 10,860 円	居宅介護支援費Ⅱ(ⅰ) 14,110 円
// 50 人以上の場合において、50 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ(ⅱ) 5,270 円	居宅介護支援費Ⅱ(ⅱ) 6,830 円
// 50 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ(ⅲ) 3,160 円	居宅介護支援費Ⅱ(ⅲ) 4,100 円

- ※ 情報通信機器（人工知能関連技術を活用した物を含む）の活用又は事務職員の配置を行い、かつ、基準に規定する文書を提出している。
- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。
- ※ 50 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50 目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ(ⅱ)又はⅡ(ⅲ)を算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、上記金額の 1/100 に相当する単位数を減額することとなります。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定する。 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定する。
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して入院した日に必要な情報提供を行った場合に算定する。
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合に算定する。
	退 院 ・ 退 所 加 算	4,500～ 9,000 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円	病院又は診療所において診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 1 月に 2 回を限度に算定する。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	終末期の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状況変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合に算定する。
特 定 事 業 所 加 算 （ I ）	5,190 円	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的に厚生労働大臣が定める当該基準に適合する場合に算定する。
特 定 事 業 所 加 算 （ II ）	4,210 円	
特 定 事 業 所 加 算 （ III ）	3,230 円	
特 定 事 業 所 加 算 （ A ）	1,140 円	
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円/月	特定事業所加算のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連帯を年間 35 回以上行なうとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間 15 回以上算定している事業所に算定する。
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の 10/100	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1 月当たり実利用者数が 20 人以下の事業所である場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位に加算する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の 5/100	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位に加算する。

10. 従業者

- (1) 従業者とはご利用者に本サービスを提供する本事業所の職員であり、介護支援専門員（ケアマネジャー）です。
- (2) 従業者は常に身分証明証を携帯します。
- (3) 本事業所の都合により担当の介護支援専門員を変更する場合はご利用者やその後家族等に事前にご連絡をし、サービス利用に関する不利益が生じない様十分に配慮します。
- (4) ご利用者及びそのご家族が担当の介護支援専門員の変更を希望する場合には、その変更を希望する理由を明らかにして事業者に対して申し出ることができます。

1 1. 居宅介護支援の公正・中立

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、業者に偏ることなく、公正・中立に利用者の要望に応えるよう努めます。

1 2. 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 本事業所及びその従業員は業務上知り得たご利用者及びそのご家族等の秘密や個人情報を守ります。退職後も同様とします。
- (2) 関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合にはご利用者及びそのご家族等の同意を得て個人情報を利用することがあります。

1 3. 事故発生時の対応

支援サービス提供に当たって事故が発生した場合、速やかにご利用者、ご家族及び市町村関係窓口に連絡を行い、必要な措置をとります。

事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い、再発防止に努めます。

1 4. 苦情等申立先(苦情受付窓口)

窓口担当者 青木 尚文

ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

ご利用方法 電話 0155-32-3100

*帯広市

ご利用窓口 帯広市市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

ご利用方法 電話 0155-24-4111

*音更町

ご利用窓口 音更町役場高齢者福祉課

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

ご利用方法 電話 0155-32-4567

*幕別町

ご利用窓口 幕別町保健福祉センター介護支援係

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

ご利用方法 電話 0155-54-3811

*北海道国民健康保険団体連合会

ご利用窓口 総務部介護保険課企画苦情係

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

ご利用方法 電話 011-231-5161 (内) 6111

1 5. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

17. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
- ④ 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置します。
虐待の防止に関する担当者 管理者 青木尚文
- ⑤ 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

18. ハラスメントの防止

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① ハラスメント防止の方針等の明確化及びその周知・啓発を行います。
- ② ハラスメントに関する相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。

19. 第三者評価

提供する支援サービスの第三者評価については実施していません。

20. 協力福祉機関及び医療機関

*医療機関

- | | | | |
|------|--------|-----|-----------------------------------|
| ・名 称 | 帯広第一病院 | 所在地 | 帯広市西4条南15丁目17番地 (Tel0155-25-3121) |
| ・名 称 | 帯広西病院 | 所在地 | 帯広市西23条南1丁目129 (Tel0155-37-3330) |
| ・名 称 | 音更病院 | 所在地 | 河東郡音更町緑陽台南区2番地6 (Tel0155-31-7111) |

*福祉機関(施設入所、ショートステイ受入)

名 称	介護老人保健施設とかち
所在地	河東郡音更町緑陽台南区2番地6
電 話	0155-30-2300

私は、本書面に基づいて「ケアマネジメントセンターほほえみ」の職員（職名：介護支援専門員
氏名： ）から、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意したことを確認します。

令和 年 月 日

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

ご利用者のご家族等 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____